

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成14年1月28日付けで本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「 高校において「体罰、セクハラではないかと調査した記録」(H12年度、H13年度分)」

実施機関は同年2月8日付けで次のような決定を行った。

- (1) 対象公文書「体罰、セクハラではないかと調査した記録」
- (2) 決定内容：非公開
- (3) 公開しない理由：公文書として作成していないため

異議申立人は、この非公開決定を不服として、平成14年2月14日に異議申立てを行い、実施機関は島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に従い、平成14年4月22日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件公文書を非公開とした処分の取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 本件文書は、異議申立人が教員の生徒に対する体罰、セクハラの疑いについて高校及び県教育委員会高校教育課に求めている調査の記録文書である。調査対象となった事案は3件（体罰2件、セクハラ1件）で、いずれも平成12年度に起こったものである。

イ 体罰に関する事案その1（以下「事案1」という。）については、平成13年8月29日に高校に対して説明を求めた際、平成12年度中に行った調査結果について、教頭がファイルされた文書を持参し説明したことから、文書が存在し特定されること

は確実である。ただし、島根県情報公開条例(平成6年3月25日島根県条例第1号。以下「旧条例」という。)第2条第2項でいう決裁・供覧等の手続きが終了しているかどうかは不明であるので、提出を求め確認していただきたい。なお、平成13年8月末以降、改めて体罰関係文書として整理したのであれば、その時点で条例の対象文書となる。

ウ さらにこの件に関しては、教頭が、平成13年8月29日以降再調査を行い、その内容をノートや別の紙に記録していると説明している。体罰に関する事案その2(以下「事案2」という。)についても、教頭の説明によれば、同日以降、教頭が被害生徒から事情聴取を行い、その内容を記録しているのは事実である。また、セクハラに関する事案(以下「事案3」という。)についても同日以降、セクハラがあったかどうかの調査自体が行われたことは明らかで、調査が行われたのであれば何らかの記録が存在するはずである。

いずれも調査記録が保管され、それにより校長が体罰事故として報告するかどうか、あるいはセクハラがあったかどうかの判断を行う際に用いられたものであることから、個人的資料ではなく、組織的に用いた文書と認められる。従って、条例第2条第2項にいう公文書に該当する。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 事案1については、平成12年10月に教頭が事情聴取した内容をメモし、そのメモを見ながら校長に口頭で報告した。メモについてはファイルに保管したが、それはあくまでも個人的なメモであり公文書としては作成していない。またこのことについて改めて平成13年度に体罰関係文書として整理したという事実はない。なお、この事案については、再調査のため平成13年9月に生徒宅に電話をし、その内容をメモしているが、ノートや別の紙に記録したという事実はなく、記録としてはこの電話メモしかない。
- (2) 事案2については、平成13年9月に教頭が2人の生徒及びその保護者から聴取した内容をそれぞれ2人の教諭がメモしているが、そのメモ自体は校長には見せておらず、教頭は口頭でその内容を校長に報告している。
- (3) 事案3については、教員や生徒に聞き取りを行ったが、被害者の特定ができず、セクハラと思われる言動があったという事実を確認することはできなかった。したがって調査のしようもなく、記録も存在しない。
- (4) 以上のことから、調査した記録は旧条例第2条第2項にいう「実施機関の職員が自己の職務の範囲内において、作成し又は取得した文書であって、決裁、供覧等の手続きが終了し、実施機関が管理しているもの」及び条例第2条第2項にいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているもの」にはいずれも該当しないことから「公文書としては作成していない」として非公開としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件文書は、県立 高校において平成12年度に体罰、セクハラがあったのではないかと調査した記録で、平成12年度及び平成13年度に作成されたものである。

本件は、実施機関が公文書としては作成していないとして非公開とした決定に対して、異議申立てがなされたものである。

- (2) 平成12年度に調査された記録について

異議申立人は、事案1について教頭がファイルされた文書を持参し、それにより調査結果を説明していることから、文書が存在すると主張する。しかし、当審査会が調査したところ、この文書は教頭が事情聴取した際の個人的なメモとして作成されたものであり、決裁・供覧等の手続きが行われた事実は認められなかった。

- (3) 平成13年度に調査された記録について

当審査会で調査したところ、事案1に関する記録は、教頭が再調査した際の電話メモであり、事案2については教頭が2人の生徒及びその保護者から事情聴取した内容をそれぞれ2人の教諭が記録したメモである。その内容に関して教頭が校長に報告し、それにより校長が体罰があったかどうかの判断をしたであろうことは推察されるが、いずれも個人の備忘録として作成されたものであり、条例第2条第2項にいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているもの」に該当するものであると判断するに足る事実は認められなかった。

また、事案3については調査に関する記録文書の存在を確認することはできなかった。

- (4) 以上のことから、事案1及び事案2に関する文書は旧条例第2条第2項及び条例第2条第2項のいずれにも該当しないと判断される。また、事案3については、事実関係が明らかでない状況から判断して、調査に関する公文書が作成されないことについて特に不合理な点も見受けられないので、不存在は妥当と考える。

- (5) 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。

なお、事案1、事案2のように被害者と思われる生徒が特定されるような場合において、体罰やセクシャルハラスメントという人権問題に係わる調査が、個人的メモにより処理されるということについては問題があると言わざるを得ない。担当者の異動等で事実関係が不明になるおそれもあり、調査内容や組織としての判断に至る経過等について可能な限り文書化し、校長の管理責任のもとで組織として事実関係を明らかにする必要があると考える。実施機関において今後の文書の作成、管理の在り方について検討されることを要望する。